

- 賜暇歸朝許可 (七月二十三日)
- 外務省巡查ヲ命ス (七月二十三日)
 - 岡山縣巡查 岩田清太
 - 外務省巡查 岩田清太
 - 外務省翻譯官 小林敬一郎
 - 外務省巡查 村山眞禪
- 詐欺賭博犯人逮捕ニ關シ特別勉勵ニ付金二圓賞與ス (七月二十六日)
 - 外務省巡查 永松營熊
- 詐欺賭博犯人逮捕ニ關シ特別勉勵ニ付金一圓賞與ス (七月二十六日)
 - 赴任ノ途次彼得具羅土へ立寄ヲ命ス (七月二十八日)
 - 特命全權公使法學博士 安達峯一郎
 - 拓殖調査委員會委員被仰付 (七月三十一日)
 - 外務省通商局長 中村 巍
 - 從五位勳四等 松田道一
 - 從五位勳四等 法學博士 長岡春一
 - 各通
 - 板久 信
 - 小林敬一郎
- 敘正五位 (七月三十一日)
 - 從五位勳四等 法學博士 長岡春一
- 各通
 - 板久 信
 - 小林敬一郎
- 敘從七位 (七月三十一日)

○ 死 亡

- 外務省警部上田專次ハ七月十一日死亡セリ
- 外務省警部上田專次在官中任所芝罘ヨリ歸朝ノ途中ニ於テ死亡ニ付判任官俸給令第十三條ニ依リ月俸三箇月分金百五圓竝ニ外國在勤警部巡查任用及支給規則第十三條ニ依リ在勤俸三箇月分金百八十圓計金二百八十五圓ヲ七月十二日其遺族ニ給與セラレタリ
- 雇松山六一郎ハ七月二十三日死亡セリ

○ 發 著

- 總領事瀨川淺之進漢口ハ七月二日任地出發同十二日賜暇歸朝セリ
- 大使館一等書記官奥山清治(露國)ハ七月十五日著任セリ
- 大使館二等書記官鮭延信道(英國)ハ六月三日任地出發七月十三日歸朝セリ
- 領事熊崎恭(莫斯科)ハ六月二十三日著任セリ
- 大使館三等書記官村上義温(英國)ハ七月二十七日前任地紐育出發赴任セリ
- 領事官補田村幸策(奉天)ハ七月七日前任地安東出發同日著任セリ
- 外交官補松宮順(英國)ハ七月二十五日著任セリ

- 領事官補 亀井信幸(哈爾濱)ハ七月二十五日東京出發赴任セリ
- 副領事 渡邊朝次郎(倫敦)ハ七月十日著任セリ
- 外務書記 生隈部軍藏(晚香坡)ハ七月七日著任セリ
- 外務書記 生郡司智慶(長春)ハ七月十二日任地出發同十七日賜暇歸朝セリ
- 外務書記 生平田稔(莫斯科)ハ七月二十一日東京出發赴任セリ
- 外務書記 生熊澤桂太郎(ホノル)ハ七月三日東京出發同十二日著任セリ
- 外務通譯 生市川保一(浦潮斯德)ハ七月二日著任セリ
- 外務書記 生船津文雄(米國)ハ七月十九日任地長春出發赴任ノ途次同三十日歸朝セリ
- 外務書記 生清水亨(上海)ハ七月十八日任地海龍出發同三十日著任セリ
- 外務書記 生田邊治一郎(マニラ)ハ七月二十日東京出發同三十日著任セリ
- 外務省警部 横尾勇太郎(南京)ハ七月十三日東京出發赴任セリ
- 外務省警部 岡島初巳(頭道溝)ハ七月十九日著任セリ
- 外務省警部 花里初太郎(間島)ハ七月二十一日任地頭道溝出發同日著任セリ
- 外務省警部 村川仙太郎(漢口)ハ六月十七日任地出發七月四日賜暇歸朝セリ
- 外務省警部 古川利吉(長沙)ハ七月五日任地出發同十九日賜暇歸朝シ同二十一日東京出發歸任セリ

勅令七十六号

- 外務省 巡查川口由野(濟南)ハ七月七日東京出發歸任セリ
- 外務省 巡查小野榮次郎(濟南)ハ七月九日任地出發同十八日歸朝セリ
- 外務省 巡查小林捷太(濟南)ハ七月十日任地出發同二十一日歸朝セリ

○法令

- 外務省官制中改正ノ件ヲ勅令第七十六號ヲ以テ公布セラレタリ (七月三十一日、官報)
- 滿洲ニ於ケル領事館職員ノ特別任用ニ關スル件ヲ勅令第八十八號ヲ以テ公布セラレタリ (七月三十一日、官報)
- 伯國ノ日獨戰爭ニ對スル中立宣言廢棄ノ件ヲ外務省告示第二十六號ヲ以テ公布セリ (七月五日、官報)

(以上大正六年八月十七日文書課編纂同二十三日印刷)